

## **被災代替償却資産の特例及び居住困難区域内償却資産に係る代替償却資産の特例**

### (1) 被災償却資産要件

- ① 東日本大震災により滅失・損壊した償却資産に代わるものとして、平成 23 年 3 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に取得・改良した償却資産
  - ② 東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に関して居住困難区域設定指示区域内に所在した償却資産に代わるものとして、当該居住困難区域設定指示が解除された日から起算して 3 箇月を経過するまでの間に取得した償却資産
- ※ 原則、旧償却資産と種類が同一であり、使用目的又は用途が同一であると認められる代替償却資産に限ります。

### (2) 特例の内容

- ① 特例率・・・課税標準額の 2 分の 1
- ② 適用期間・・・4 年間

### ◎添付書類

- 1 東日本大震災における代替償却資産に係る固定資産税の特例適用申告書
- 2 固定資産（償却資産）課税台帳登録事項証明書兼代替資産対照表
- 3 平成 23 年 1 月 2 日から平成 23 年 3 月 11 日までに取得した被災資産については納品書の写し等、取得日・所在が確認できるもの

### **その他**

田村市以外の市町村に申告していた償却資産に代わるものを申告する際には、「固定資産（償却資産）課税台帳登録事項証明書兼代替資産対照表」の「証明欄」にて当該市町村長の証明を受けるようお願いします。